

令和4年第9回
土岐市教育委員会定例会会議録

土 岐 市 教 育 委 員 会

令和４年第９回土岐市教育委員会定例会会議録

議 事 日 程

令和４年９月２６日（月曜日）午後３時００分開議

- 日程第１ 会議録署名委員の指名
- 日程第２ 令和４年第８回土岐市教育委員会定例会会議録の承認
- 日程第３ 議第２３号 土岐市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第４ 議第２４号 土岐市教育委員会が管理する公共施設に係る土岐市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第５ 議第２５号 教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 日程第６ 報第９号 土岐市会計年度任用職員の任用について
- 日程第７ 教育長報告

本日の出席者

教 育 長
委 員
委 員
委 員
委 員

山 田 恭 正 君
加 藤 悟 君
大 野 良 子 君
大 橋 廣 君
酒 井 真 吾 君

説明のため出席した者

事務局長
教育次長
教育総務課主幹
生涯学習課課長
文化スポーツ課長
給食センター所長
図書館長
子育て支援課長

松 原 裕 一 君
河 合 広 映 君
加 藤 貴 史 君
安 藤 算 倫 君
神 戸 牧 子 君
林 孝 子 君
西 部 浩 司 君
伊 藤 智 治 君

- | | |
|---------------|----|
| ・会議の傍聴人 | なし |
| ・会議に遅参した者 | なし |
| ・会議の公開、非公開の状況 | 公開 |
| ・教育長報告 | あり |

場所 市役所 大会議室 3 A B

会議録作成者

教育総務課主幹

加 藤 貴 史 君

開会 午後3時00分

山田教育長

ただいまから、令和4年第9回土岐市教育委員会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定によりわたくしから、大橋廣委員を指名いたします。

次に、日程第2 令和4年第8回土岐市教育委員会定例会会議録の内容について承認を求めます。

会議録の内容については、ご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

異議なしと認めます。

次に、日程第3 議第23号 土岐市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

加藤教育総務課主幹

《説明》

教育長

職員の準備期間に1日充てようとするもので、特に土日が影響する年の対応でこの1日をずらすことにより準備時間を確保することができることとなるものです。授業日数については問題無いものとなります。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

教育長

ほかに、質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

議第23号 土岐市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第２３号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第４ 議第２４号 土岐市教育委員会が管理する公共施設に係る土岐市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

神戸文化スポーツ課長

〈説明〉

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

加藤委員

別紙様式に変更前の代表者氏名が入るだけとなりますが、どうしてこの項目を入れることになったのでしょうか。

文化スポーツ課長

予約システムの運用開始が令和３年３月から始まっているところですが、最初の登録からその後代表者が変わった団体があり、施設利用の許可書や領収書を発行する場合などに不都合が生じてきたためこの代表者変更の申請を必要とするものです。

加藤委員

この様式の申請について、紙申請なのか電子的な申請なのかどういう扱いでしょうか。

文化スポーツ課長

紙で申請していただくものとなります。その時に本人確認をするものとなります。

教育長

代表者が変わった場合にこの様式を使って変更の申請をしていただくものになるものです。

ほかに、質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

議第２４号 土岐市教育委員会が管理する公共施設に係る土岐市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第24号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 議第25号 教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

加藤教育総務課主幹

〈説明〉

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

横棒の評価不能というのは、令和2年度の評価からは少し減ったのですね。

教育総務課主幹

はい。令和2年度は18事業ありましたが、昨年度は9事業となっております。

教育長

少し動き出してきたと思いますが、B評価のあたりは、ものすごく進んでやれたと評価をするのはコロナの関係でまだ苦しい部分もあったりするので、現状の中でどれだけ取り組めたのかということで自己評価をしているため普通評価になってしまっていることとなりますが、今回様子を見ながら来年度に向けてまた新たな気持ちでスタートできると思います。

何かご示唆いただけるようでしたらお願いをします。

大橋委員

この点検評価の取り組みは私も関わったことがあります但し難しいと思います。B評価がとても多く、A評価については60の具体施策のうち4つ、60分の4です。評価指標について、Aの達成している、Bの概ね達成している、Cのあまり達成しているとはいえない、Dの達成していない、の4段階で自己評価を各課でおこなうとなると、よっぽどのことがない限りAとC評価にならなくて、B評価になってくると思います。例えば、図書館を活用した生涯学習の充実の事業ではB評価であるが、取組項目に対して実績をみると実によく出来ていると思うし、頑張っ取組んでいると思いますが、B評価としてある。今後の課題をみてみると何々の事業展開を行っていく必要がある、何々の育成をする必

要がある、何々の取組を行うとか今後の課題として挙げているが、評価としてはAでも良いと思います。

例えば、他のところと比べると、地域づくり型生涯学習では、アウトリーチ活動を行っていきたいということに対して妻木公民館で太極拳をやりましたということだけで、これも評価がBとなっています。ということは、同じ47事業あるB評価のうちでも、本当にすごい内容を項目に対して実績を上げているところと、ちょっとやっているところでも同じ評価となっている。これを議会に提出したときに、議員さんたちがこれで頑張っているなというふうに評価してもらえるのだろうか、評価の中身について余りにも差があるような気がするので、私の考えとして、今後の点検評価の方法を検討する必要があるのではないかと思います。60項目のうちの9割以上が概ね達成しているというようなことで、評価していいのか、もう少し評価方法を変えるべきじゃないかなということを思いました。

例えば、図書館は、なぜA評価じゃないですか。

西部図書館長

図書館について32ページですが、これだけの項目がありまして、やはりすべての事業に対して、しっかりと達成できていると思えないものが含まれています。例えば、「ブックスタート事業」の継続事業として3歳6ヶ月児健診時に「ぶっくんノート」を配布する事業があり令和2年からスタートしていますが、この年はコロナで大変な時期でして、3歳6ヶ月児健診時に保健センターに行き読み聞かせを行い「ぶっくんノート」を配布し、それから図書館に来て、家で本を読んだら1ポイント、30ポイント貯まったら絵本と交換しますという事業を始めたのですが、そういった説明ができずにただ単にノートを配布しただけとなっており、回収率も非常に悪く20%に満たない状況です。こういった事業もこの中に含まれておりますので、とてもA評価としては言えずB評価としているところ です。

大橋委員

ありがとうございます。

外部から見ると、たくさんある項目の中で、とても頑張っていて、よくできていると思いましたのでA評価でも良いのかなと思ったところ です。

それ以外のところも、項目に対して実績がきちんとできている

かどうかということ考えたときに、今の館長さんの話ではありませんが、1項目、2項目がうまくいかなかったということがあったら他の項目で幾ら頑張ってもB評価になってしまいます。そういう点検評価はどうかというようなことを思いましたので、評価の方法を考えるなり、聖徳学園の先生に相談できたらどうかと思います。

教育長

今大橋委員さんが言ってくださったことは全くおっしゃる通りで、この評価のA B C Dのことについてはスタートした時から話題にしていまして、客観的指標がないので、ある方が見られるとよく出来ていると思われたりしますが、課長が自己評価すると不足しているとなり、人によって変わってしまい絶対的評価が出来ていない部分があります。あえてこのA B C Dの総合評価をする必要があるのかという話も出ており、内容により成果と課題をきちっと精査した方が次に繋がるので、この総合評価のあり方も含めて来年に向けて協議して提案していきたいと思います。また、大学の方にも相談してみたいと思います。ご提案ありがとうございます。

加藤委員

毎年言う事となりますが、これは昨年度の評価であり、これを基に今現在の行っていることを飛び越して次の時に予算に生きてくると1年飛ぶことになってしまいます。

障害児の教育について、インクルーシブの度合いが少ないということで国連から改善を求められたことがあったようですが、インクルーシブに対応できる施設になっているかということで、19ページのところに施設の整備として長寿命化のことが記されていますが、いわゆるバリアフリー、例えば車椅子の子と一緒に学校生活をしたいと言った場合に、施設はどの程度それに対応しているのかという事をお聞かせください。

教育総務課主幹

バリアフリーに対応している校舎ですが、小学校は下石小学校、泉小学校、濃南小学校、中学校は西陵中学校がエレベーター等の施設があります。そこがバリアフリー対応ということで、車椅子の子どもを受け入れるとしたらその学校に通っていただくことになります。それ以外の学校についてはエレベーターは付いてなく対応が出来ていない状況です。

加藤委員

今後の課題としてそのような整備について入れ込んでいかなくてもいいのでしょうか。

教育長

いろいろな国の考え方や国連がどのような物の言い方したのかは具体的にはわかりかねるのですが、日本の教育制度は障害児教育を分けるという考え方をしていまして、それを普通学級の中、普通学校の中に取り込んでいこうというのがインクルーシブの大事な方針として日本が掲げていこうというもので、国連はその度合いが非常に弱いということを言っていると思います。考え方として、例えば欧米なんかの場合を聞くと自然一体に障がいの人、多種多様な人種がいっぱいいる国なので考え方が根本的に違うのですが、今の土岐市の現状としては、いわゆる肢体不自由の子を含めながら東濃特別支援学校への就学というものが一番良いであろうという考え方で、特殊な場合を除いて普通学校で対応できる子供は現状として少ないとのことの方針を出しているところです。これから出てくる場合については、そういう希望を出され、一緒に学びたい、地域の学校で学びたい、だけど障害があるという子に対しては、その都度対応していく方針でいます。例えば、階段に昇降台をつけるという話もありましたが、エレベーターはつけられないから昇降台をつける、トイレの配慮をするというような対応をしてきています。それでもできない場合には、指定区域として生活しやすい学校へ希望制で行っていただいてそこで学ぶことも可能とし、制度的に対応するなど個別に対応していくことで留まっているというのが現状となります。

従いまして、全体的な施設方針としては、今のところ特別支援、肢体不自由ということについてはまだそこまで打ち立てていくところには至ってなく、既存のもので何とかしながら、個別対応していくというのが現状となり、今後の動向を見ていかなければいけないと思っています。

確かに今車椅子の子が小学校にいますが、保護者の方と相談して対応しているところです。

大橋委員

現状としては、そういう子が入学してくるとか、転校して来ることになったらそこでの対応でしかないのですよね。

教育長

今のところはそうです。

大橋委員

海外のようにすべてがスクールバスで通って、すべてを受入れるという状況ではない。以前、前の職場で車椅子の生徒が入学してきて本館の4階のところでエレベーターもなく教室に行けないということで、受験してとっても優秀だから受入れるとなった時に、校舎の外にエレベーターを特別につけたことがありました。

今後は、親御さんの考えは普通学級で習わせたいということが多くなってくると思いますが、やはり個別に対応することになるものと思います。

教育長

流れの中で委員さんおっしゃるように体制的に校舎として考えていく、設備として考えていかなければいけないという状況になればやはり方針を出していかなければいけない時代になってくると思っています。

それと同様にいわゆるジェンダーの問題が出てきています。例えばトイレの対応で、どういうふうに準備してあげたらいいのか、どのように配慮していけばいいのかという、施設の問題については考えていかなければいけないと心配しており、校舎の設備計画としては浮上してくる内容であると思っていますところ。

ほかに、質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

議第25号 教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第25号議案については、原案のとおり可決することに決し、議会の方へ報告します。

教育長

次に、日程第6 報第9号 土岐市会計年度任用職員の任用についてを議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

加藤教育総務課主幹

《説明》

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

加藤委員

学校支援員の任用について県費で既に任用しているとのことですがどういう状況でしょうか。

教育総務課主幹

県費の非常勤でお願いしているところですが、時間数が短いですので、現状の時間数に加えて市費で勤務をお願いするものとなります。

教育長

他に質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

それでは、報第9号 土岐市会計年度任用職員の任用について、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

教育長

次に、日程第7 教育長報告をいたします。

1点目ですが、教育委員会必携という冊子が改定されました。どこが変わったのかは、学習指導要領に関わって付加されたような内容となっていますが、時間があるときに読んでいただけるとありがたいです。特に11月には総合教育会議がありますし、いろいろなことに関わってどうしてこのような事をやるのか確認することもできますので、これをご活用いただけるとありがたいです。

2点目ですが、定例会や臨時会の際に日程調整をさせていただいているところですが、特にこの定例会についてみなさんの日程が合わない時がでてしましますが、そういう設定日になったときには2分の1の出席委員でやれるということですので、日程の合わない委員さんについては誠に申し訳ないですがご了承いただければ大変ありがたいと思います。なお10月、11月は発表会も含めながらいろんな行事がありますので、ご無理していただく必要はなく都合のつく日だけで結構ですので出席していただけるとありがたいです。

3点目ですが、9月16日に濃南小中学校で小中一貫教育の報告会を行いました。本来は教育委員さん方に最優先で出ていただ

かなくてはならない会でしたが、実は10月に濃南小中学校で3市の教育委員協議会を開くということで重なってしまうためお声掛けはせず事務局の方で実施させていただきました。この時の内容のものを、今度の3市の協議会の時には、濃南小中学校の方から説明をいただいて、現場を見ていただくという会で構成しましたので、大変申し訳ありませんでしたが、ご理解をいただきたいと思います。それから、今年度は土岐市がお世話する市でございますので、教育委員さん方には、事務局と一緒に動いていただく部分もありまして、特に私の方からお願いしたいのが、最後に交流会として2グループに分けて話し合いをしてもらいたいと思いますが、その時の進行役を、大橋委員さん、酒井委員さんをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

最後に、現在いろいろな事業を進めているところでありますが、来年に向けての予算編成の時期に入っています。11月には総合教育会議もありますので、そういう機会を使いながら、一度委員さん方もいろんなアイデアや思いなど次回の定例会にお話いただければありがたいと思います。

お願いばかりで恐縮ですが、以上で私の方の報告とさせていただきます。

これをもって、令和4年第9回土岐市教育委員会定例会を閉会します。

閉 会 午後3時55分